

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第10条第5項
処 分 の 概 要：認定書の再交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：確認事務の委託の手續等に関する規則第9条第2項（駐車監視員資格者講習終了証明書の再交付）
審 査 基 準：判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：交通部交通指導課駐車管理センター管理係又は最寄りの警察署の交通課
問 合 せ 先：交通部交通指導課駐車管理センター管理係（電話075-451-9111内線5303）
備 考：